令和３年（ワ）第●●●●●●号　損害賠償請求事件

令和３年（ワ）第●●●●●●号　慰謝料等請求反訴事件

原告（反訴被告）　株式会社●●

被告（反訴原告）　●●　●●

**陳述書**

令和●年●月●日

福岡地方裁判所　御中

被告（反訴原告）

第１　被告のプロフィール

　　　はじめに、僕の略歴を簡易に述べます。

　　僕は、小学校から大学まで、硬式野球に専念しており、勉強は

苦手なほうでした。一方、弟（●●）が、東京大学を経て、今、外務省に勤めています。幼少期から、成績のことで弟と比べられることに嫌悪感を抱き、反抗的に、勉強をやっておりませんでした。とはいえ、●●歳となった今、勉強が楽しくて仕方ありません。今年（令和●年）の春、●●大学の法学部に合格し、前半期の授業を一度も休むことなく（本訴に関わる日は除く。後述する出頭回数４回の内訳①から④の日）、単位も、すべて「秀（最も良い評価）」です。

　右大学を卒業したら、東京大学法科大学院に進む予定です。

　そして、右大学院を卒業した後、司法試験を受験します。

　　　今現在、NPO KANAエールを運営しております。（乙４）

第２　原告会社に勤めた経緯（平成●●年）

　　　　当時、●●業の正社員求人を探しました。

　　　際し、高年収を謳っていた原告会社が月給●●万円も提　示してくれたので、原告会社に平成●●年●●月から入社しました。仕事内容は、●●の●●です。

　　　　僕は、入社して間もないのに、それなりに売上げの結果で、原告会社に貢献・寄与し、業務の命脈を保ってきました。

第３　原告会社との軋轢

　　　　しかるに、原告の代表者●●氏より、令和●年●月分（●●月●●日払い）の給与を●●万円から●●万円に、一方的に●万円減額されたのです。

　　　　ゆえ、僕は令和●年●月●日から、出勤拒否をして、黙示の抗議をしました。

　　　　すると、原告会社は、令和●年●●月分（●●月●●日払い）の給与を１円も振り込んでこなかったのです。

　　　　ゆえ、僕は、原告会社に対し、調停を提起しました。

　　　しかるに、不調に終わり、弁護士●●●●先生にお願いし、「賃金等請求事件」等を提訴していただきました。それが、「別訴基本事件」です。

　　　　裁判上でいろいろ論争がありましたが、令和●年●●月に「和解」しました。（とはいえ、不如意なる和解です。けだし、僕が、訴訟救助に対する不服攻撃に疲弊したからです）

第４　原告による本訴の訴え

　　　　青天の霹靂です。

　　　　まさか、元勤務先（原告雇用主）が、労働者を訴えるなど、人間として真似できる芸当ではありません。

特段の事情がない本訴は明らかに不当訴訟だと思います。

第５　反訴請求の賠償額

　　　１　損害賠償額

（１）以下、実害です。

1. 新大阪―博多間の新幹線　金４万３３４０円（乙５）
2. 宿泊費　金１万４３６０円（乙６）
3. 欠席した大学授業料分　金１万５０００円

①から③の小計金７万２７００円×出頭回数４回、
その合計２９万０８００円・・・（ア）

　　（２）上記出頭回数４回の内訳

1. 令和３年６月１０日　答弁書の提出
2. 令和３年８月１８日　被告準備書面１、反訴状の提出
3. 令和３年９月３日　　口頭弁論期日
4. 令和３年１０月８日　口頭弁論期日

（３）応訴にかかる書面（乙第１号証）の作成費用（印刷費）

　　金５４９４円。・・・（イ）（乙７）

　以上、（ア）と（イ）の合計金２９万６２９４円が、本訴における被告の実害です。

２　慰謝料の相当性

慰謝料、最低でも５０万円を下らないと。・・・（ウ）

よって、反訴原告の賠償請求権は、（ア）から（ウ）の合計、金７９万６２９４円となります。

３　不法行為のあった日の起算点

　　 当然、本訴提訴日の令和●年●●月●日だと思料します。

　　けだし、●●に住む大学生を被告として、福岡地裁に、提訴すれば、かかる交通費等の出損は、原告が容易に予見できる可能性にあったからです。（恣意的、企図した提訴）

４　反訴費用

　　　　 損害の公平な分担の見地から、不義をはたらき、貫目を落とす行為に及んだ反訴被告（原告）が、これを全額負担とするのが相当です。

　　　　　けだし、本訴提訴は不当訴訟であることは明白で、被告から一矢を報いた反訴請求は、無理からぬことだと解されるからです。

第６　本訴請求に対する応訴責務

　　　　被告準備書面３で、弁論は尽くされました。僕は、被告として、十二分に応訴責務を果たしたと自認しております。

第７　結語

　　　　言わずもがな、本訴に敗訴した場合、僕は、体を逆さにしても、本訴訴額を支払うことができません。お金に窮しているのです。

ゆえ、裁判所におかれましては、寛大公正なるご判断を、お願い申し、本訴の帰趨（棄却）をご決断いただきたいです。

第８　附言

僕は、裁判所が、死ぬほど大好きです。

けだし、僕にとって法廷は、体全体をおおう一種の静寂で高潔な世界観だからです。死ぬときは、法廷内で死にたいくらいです。
　人の運命を決める公権的判断を神託された司法権。
　まさに、天と等価値の人格の陶冶が求められます。そんな人材に、我が身を引き比べることは、到底おこがましいことであって、司法試験に合格しても、裁判官になる勇気だけは、ありません。

こと本訴における謹厳なる裁判長は、芳香をまとった天使私淑のようでありました。

そのような方とお会いできただけでも、むしろ本訴で被告になって良かったと思う次第です。

　　　 当該附言は、裁判所に対して媚を売るものではありません。よって、心証形成から排除してください。ただ、どうしても書きたく、否、書かなくてはならないもので、弁護士職を目指す者である僕の想いを伝えたくて仕方なかったのです。

　　　　末筆ながら、また別の機会（僕が弁護士となったのち）で、お会いできることを心より祈願し、深甚の謝意を申し上げます。

　　　　　　「裁判所よ、

　　　　　　　　　　動詞になーーれ」

以上